

乾燥設備作業主任者技能講習受講資格

満 18 才に達してから、次の経験・資格を有する者下記(1)～(3)いずれか該当する番号を選択

【受講資格】

- (1) 23 歳以上あって乾燥設備の取扱い作業に 5 年以上従事した経験を有する者
(作業経験は満 18 歳になってからのもの)
- (2) 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後 1 年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による高等学校において理科系統の正規の学科を専攻して卒業した者で、その後 2 年以上乾燥設備の設計、製作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者

※理科系統の正規の課程とは

学校教育法および国立学校設置法に基づいて設置された理学または工学に関する課程、たとえば機械工学科、土木工学科、農業土木科、化学科等を指す趣旨であること。

※理科系統の正規の学科とは

学校教育法に基づいて設置された理学または工学に関する学科、たとえば機械科、金属工学科、造船科等をいう趣旨であること。

※高等専門学校とは

5 年制（商船に関する学科は 5 年 6 か月）の高等教育機関で高専と一般には呼ばれる。
通常の専門学校とは異なる。

【当日提出書類】

- ・ (1) ; 事業主証明書の原本 (提出)
- ・ (2) (3) ; 事業主証明書・卒業証明書の原本 (提出)

受講当日はアップロードいただいた書類の原本を提出または提示していただきます。
お忘れの場合は、受講できない可能性もございます。ご了承ください。

【受講資格の確認とそれを証明する書類の提出】

1. **受講者が(1)から(3)に該当すること**について、事業主から、予約フォームまたは仮予約受付メールからダウンロードできる**事業主証明書**にて証明していただきます。
《事業主証明書について》
 - 1-1. 代表者様本人が受講される場合は、他の役員の方のお名前で社印にてご証明ください。
 - 1-2. 個人事業主の方は、元請又は同業者にご証明いただいてください。
 - 1-3. 従事年数が複数の会社にわたっている場合、一社につき一枚、事業主証明書を記入したものをおわせてお申し込みください。
 - 1-4. 事業主証明書における①～⑬、全て漏れなくご記入ください。
 - 1-5. 事業主証明欄に限り、記入の際間違えた場合は訂正印を押印の上訂正をお願いいたします。
2. お申し込みの際は、1の「事業主証明書」及び、それにより事業者から証明済の受講資格書類を、**7日以内に仮予約受付メールに添付の URL よりアップロード**してください。